

亀山市告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年1月8日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 変更があった地縁による団体の名称  
両尾町原尾自治会
- 2 変更があった事項及びその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 森川 光昭  
          亀山市両尾町855番地  
変更後 田中 隆規  
          亀山市両尾町171番地
- 3 変更の年月日  
平成28年1月3日
- 4 変更の理由  
任期満了による。